

事 務 連 絡  
令和3年4月19日

障害福祉サービス事業者 代表者 様

兵庫県健康福祉部障害福祉局

障害福祉課長

ユニバーサル推進課長

## 社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策の 徹底について

平素は、本県の障害福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、現在、県は「まん延防止等重点措置区域」の指定を受け、県民への外出自粛要請や飲食店への営業時間短縮の要請など感染防止に取り組んでおりますが、社会福祉施設等において大規模なクラスターが発生するなど、医療体制が危機的状況にある中で、一層の危機感を持った対応が必要となっております。

「家庭」を感染経路とする感染が多い状況の中で、家族等を経由して施設等での感染につながる可能性も考慮し、各施設におかれましては、特に下記に留意し、引き続き施設内感染対策に万全を期するようお願いいたします。

また、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、速やかに管轄健康福祉事務所・保健所に連絡し、その指示に従っていただきますよう重ねてお願いいたします。

### 記

- (1) 手指消毒やマスク着用、施設の十分な換気等の感染防止対策の徹底
- (2) 委託業者等を含む職員に係る健康管理（体温測定、発熱等の症状がある場合の出勤停止等）の徹底
- (3) 陽性者が確認され、集団感染の発生が懸念される場合には、濃厚接触者以外も幅広く関係者を対象として検査を実施

※ 障害者入所施設の従事者については、県において病原体検査を実施しており、このうち、「まん延防止等重点措置」実施区域に指定された地域は、月2回程度の実施を目指すこととしております。詳細が決まり次第改めてお知らせしますので、積極的にご活用いただくようお願いいたします。